

ふるさと融資事例紹介

カーフェリー建造事業 北海道奥尻町 (事業者: ハートランドフェリー株式会社)



総事業費 2,646 百万円
ふるさと融資 1,000 百万円
新規雇用者 1 人
貸付団体 奥尻町

蒲鉾製造工場建設事業 宮城県多賀城市 (事業者: 株式会社松島蒲鉾本舗)



総事業費 1,068 百万円
ふるさと融資 230 百万円
新規雇用者 38 人
貸付団体 多賀城市

保育園建設事業 新潟県南魚沼市 (事業者: 社会福祉法人長慶福祉会)



総事業費 215 百万円
ふるさと融資 34 百万円
新規雇用者 12 人
貸付団体 南魚沼市

複合型障がい者施設建設事業 愛媛県新居浜市 (事業者: 社会福祉法人はぴねす福祉会)



総事業費 418 百万円
ふるさと融資 80 百万円
新規雇用者 10 人
貸付団体 新居浜市

再開発ビル保留床取得によるまちなか活性化事業 鹿児島県鹿児島市 (事業者: 南国殖産株式会社)



総事業費 11,825 百万円
ふるさと融資 1,000 百万円
新規雇用者 140 人
貸付団体 鹿児島市

「ふるさと融資制度」をご存知ですか?

Q 誰が貸してくれる?

A

地方公共団体
(都道府県又は市町村)

Q 貸してくれる期間は?

A

5年以上20年以内
(うち据置期間5年以内)

Q 利息はどれくらい?

A

無利子

※ただし、民間金融機関の連帯保証(保証料)が必要

Q 要件は?

A

新規雇用が見込めるこ

都道府県・指定都市から
の融資: 5 人以上
市町村からの融資: 1 人以上
再生可能エネルギー電気事業
や脱炭素に係る 4 事業
: 1 人以上

融資下限額は
100万円以上

Q 誰に貸してくれる?

A

民間事業者

(法人格を有する団体に限る)
※ただし、国や地方公共団体の出資・出捐が 100%
である法人や銀行等金融業を営む法人は貸付対象者となりません。

Q どのくらい貸してくれる?

A

貸付対象事業費の総額から補助金を控除した額の 50%以内

残りの 50%以上は金融機関等から任意に調達

※ただし、事業地が過疎地域、定住自立圏、連携中枢都市圏、東日本大震災被災地域等の場合や脱炭素に係る 4 事業は 60%以内

Q 対象となる費用は?

A

設備の取得等に係る費用
用地取得費は 1/3まで算入可



一般財団法人
地域総合整備財団(ふるさと財団)
Japan Foundation For Regional Vitalization



〒102-0083 東京都千代田区麹町4丁目8-1麹町クリスタルシティ 東館12階
TEL : 03(3263)5737 FAX : 03(3263)5732
URL: <https://www.furusato-zaidan.or.jp/>

ふるさと
融資
【令和7年度版】



一般財団法人
地域総合整備財団(ふるさと財団)
Japan Foundation For Regional Vitalization

ふるさと融資とは

地方公共団体が、地域振興に資する民間投資を支援するために行う地域総合整備資金貸付（長期の無利子資金）のことです。

ふるさと融資概念図



ふるさと融資の累計実績

ふるさと融資の平成元年度から令和6年度までの累計実績は以下のとおりです。

事業数

4,110件

設備投資総額

約8兆447億円

融資額

約1兆429億円

雇用増

約17.3万人

都道府県、指定都市、その他の市町村の融資比率・限度額・雇用要件は右表をご覧ください。

通常の地域	過疎地域 (みなし過疎地域含む) ・ 離島地域 ・ 特別豪雪地帯	定住自立圏 ・ 連携中枢都市圏 ・ 東日本大震災被災地域 ^(※2)	脱炭素に係る事業 ^(※4)
融資比率	50%	60%	60% ^(※3)
融資限度額	80 ^(※1)	96 ^(※1)	120 ^(※3)
雇用 ^(※5)	5人（再生可能エネルギー電気事業は1人）以上		1人以上
融資比率	50%	60%	60%
融資限度額	20 ^(※1)	24 ^(※1)	30
雇用 ^(※5)			1人以上

(※ 1)：地域再生計画認定地域及び沖縄県の区域に係る融資限度額は、1.25 を乗じて得た額

(※ 2)：岩手県、宮城県、福島県に限定

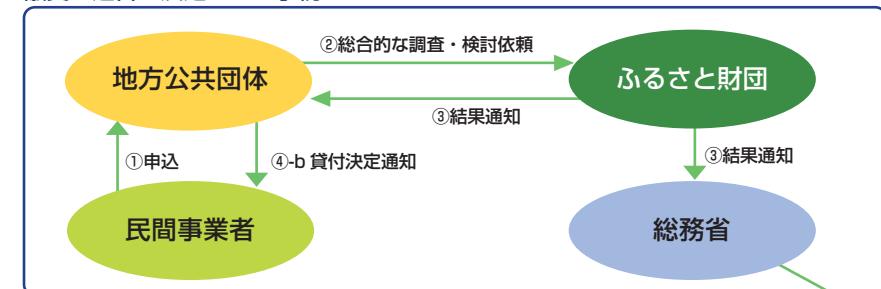
(※ 3)：定住自立圏及び連携中枢都市圏に係る融資比率・融資限度額の引き上げ措置については都道府県は対象外

(※ 4)：市町村が認定する「地域脱炭素化促進事業」、(株)脱炭素化支援機構が投資等を行う民間事業、国が認める地域脱炭素化推進交付金事業のうち「脱炭素先行地域づくり事業」及び「重点対策加速化事業」（令和7年度改正）

(※ 5)：設備を更新する事業であって、地域の産業・雇用政策等への寄与が大きい認められる場合には、雇用が維持される人数を新たな雇用とみなす（令和7年度改正）

ふるさと融資の事務と資金の流れ

融資の適否の決定までの手続き

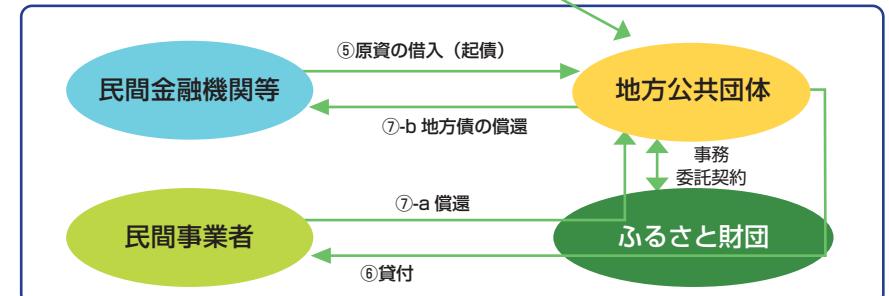


② 総合的な調査・検討依頼
依頼に必要な書類の締切は年4回
(2月、5月、8月、11月)です。

④-a 起債同意等
地方公共団体は、予算措置および起債の同意・届出の手続きが必要です。

④-a 起債同意等
(同意等を要する場合)

貸付実行と償還の流れ（資金の流れ）



① 申込
○地方公共団体は、民間事業者から事業計画を聞き取り、「相談メモ」を活用して、ふるさと財団に事前相談してください。また貸付要綱を制定しておく必要があります。
○民間事業者は、融資申込みまでに、事業計画、保証金融機関、民間金融機関等借入先を決定しておく必要があります。